

令和5年度第2回指定管理者選定委員会会議録（要旨）

●開催日時 令和5年 5月29日（月）午前9時56分開会 午前10時54分開会

●開催場所 本館2階市長公室内応接室

●会議録

○事務局 配付資料の確認。レジメ。市民図書館、ハーモニーホール、体育施設、それぞれ修正案の資料が1枚ずつ。今のところ公募が提案されている市民図書館及び体育施設は募集要項等の資料がそれぞれ1冊ずつ。

○委員長職務代理者 議題の1「公募の有無」及び「指定期間の決定」「指定管理料の設定」について、まずは前回の選定委員会における施設所管課からの提案内容を確認する。農産物直売所は公募は行わず引き続き一般社団法人新鮮市場さくら館に再指定することとし、指定期間は5年間、指定管理料はなしという提案。市民図書館は公募を行い、指定期間は5年間、指定管理料は令和5年度4,675万8,000円に対し今回は年間4,800万円という提案。ハーモニーホールは公募を行わず引き続き公益財団法人中間市文化振興財団に再指定することとし、指定期間は5年間、指定管理料は令和5年度9,350万円に対し今回は年間8,446万9,000円という提案。体育施設は公募を行い、指定期間は5年間、指定管理料は令和5年度4,500万円に対し今回は4,790万4,000円という提案。

まず産業振興課所管の農産物直売所について、前回の選定委員会では公募しないのであればその理由をきちんと対外的に説明できるよう、地元産野菜の割合を増やし、生産者を育成する施策を行うことによって一般的な小売店との差別化を図るべきとの意見、他にも、他の事業者との比較資料が必要ではないかという意見があった。委員の皆さんから改めて質問や意見は。

○委員 公募せず5年で良いのではないか。

○委員長職務代理者 教育関係施設は期間が3年ということで再提案されるようだが、仮に他がすべて3年となったときに、ここが公募ならともかく非公募で5年というところについての説明ができるのか。

○委員 体育施設はまたちょっと別問題、いろんなところが入っているが、さくら館に関してはもともとそういうことでずっとやってきているのだから、そこは問題ないのではないか。

○委員長職務代理者 単純な比較はできないのだが、一緒に出したときに公募で3年という説もある中で、非公募5年、単純にそこだけ見るとどうかなというところがあったのだが。ただこれは所管課も含めて、しっかり非公募で5年というのが説明していただけるということであれば当然いいと思うが。

○委員 私も5年でいいと思う。社会教育施設等とは性質も全く違うし。私が気になっているのが、レジなど備品関係が中間市のものになっている。本来であればさくら館の方でもう基金等を積み立てて、自分たちでそういったものは買ってほしい。本来そういった投資であったり安定経営のために5年というふうにした。それからいうとこの施設に関しては原則どおり5年にしておいてよいのではないかと。

○委員長職務代理者 そういった実際の運営に使う備品といったものも含めて自助努力というか、指定管理者側での努力をお願いするし、欲をいえば毎年いただいているお金を、可能

であれば増やしていただいて。

- 産業振興課長 いま言われた備品の関係については、耐用年数を過ぎたものも多々あり、もうさくら館の方で買っていただいている状況。昨年度も肉用ショーケース、平台をさくら館の方で購入していただいているので、今後店長に対してはお金を積み立てた分でこういう備品は買い直してくださいとお願いはし、了解は得ているところ。
- 委員 今回であれば、修繕積立金だとか退職手当引当金とかいう、普通民間の企業であれば、そういったものはしっかり別に積み立てておくべきだと思うので、そういう状況であれば市へのお金を増やすのは厳しいかもしれないが、売上げは堅調に推移はしてるので何とか。それも理事会で諮っているのか。
- 産業振興課長 すべて理事会で諮られて決められている。
- 委員 それと市との話し合いは定期的にあっているのか。
- 産業振興課長 毎月、さくら館運営協議会というのを開催しており、向こうの理事6名と、私、市の職員が入って話し合いはしているところ。また今年度若干赤字が出ており、さくら館の方に対してもうちょっと売上を上げてもらうようにという話と、赤字は19万ぐらいなのだが、今までさくら館のセールなどを市の掲示板に載せてなかったのが、19万ぐらいであれば市の職員が行けばすぐ取り戻せるぐらいの額であるので、そういうのも今後載せていこうという話をしているし、あと市の方で「担い手チーム会議」といって新しい新規農業者の方を発掘する取り組みも行っている。これには農林事務所、普及センター、JA、中間管理機構の方も入っていただき、新規就農者の獲得を目指している。こういった情報もさくら館の方には流しているのだから、新規就農者がさくら館を利用するときには一番目立った場所に置いて利益を上げてもらうというような農業振興対策についても協力いただけるとい話をもらっているところ。
- 委員長職務代理者 議会に対しても非公募で5年というところを仮に突っ込まれた場合は、今までもやっているし、今後もしっかり継続してやっていくというところを説明していただければ。さくら館は非公募5年ということでよろしいか。
- 委員 はい。
- 委員長職務代理者 非公募5年、指定管理料なしということに決定させていただく。産業振興課は12月議会での上程に向けて準備を進めていただきたい。
- 委員長職務代理者 続いて生涯学習課所管の市民図書館について、前回の選定委員会では、公募したときにより多くの事業者が応募してくるような工夫をして欲しいという意見や、学校施設再編や総合計画の策定期間との兼ね合いで、指定期間をどうするのかという意見があった。これを受け、生涯学習課方から提案内容を一部修正したいとの申し出があつているので、その説明をお願いしたい。
- 生涯学習課長 初めに市民図書館の指定管理期間の再設定について。第1回選定委員会で中間市指定管理者制度の運用方針に基づき5年の指定管理期間を設定していたが、選定委員から旧中央公民館や市立病院の跡地の一体的な活用が見込まれており5年間は長いという意見があったことから、新たに指定管理期間を3年間として提案させていただきたい。公募について多くの事業者が申請を検討していただけるよう、要綱には図書館の管理運営に必要な細かい内容を記載させていただいている。特に2ページ下段から3ページに記載している4「指定管理者が行う業務の範囲」はより具体的な業務内容を記載し、申請者にわかりやすい

ようにしている。また5ページに記載している6「申請に関する事項」では申請者の応募要件、資格等を記載し、申請の可否について事業者が判断しやすいようにしている。7ページの8「申請等のスケジュール」については、選定委員会の進捗状況で変更するので仮の日程を設定させていただいている。

○委員長職務代理者 前回の提案からの変更点としては、指定期間を5年から3年に短縮するという。ただいまの担当課からの説明に対し意見や質問は。

○委員 いま入ってる図書館流通センターについて、前は応募がそこしかなかった。10年前は2つあったが今度またあるかないかっていうところ。いま10年間やってもらっている図書館流通センターについて、3年という話はしているのか。

○生涯学習課長 3年間でも十分やっつけられるというような返事はいただいている。

○委員長職務代理者 3年に短縮ということなので、5年を3年ということだけ見ると、どうしても新規参入を妨げるのではないかというようなことを言われるかもしれないので、そういうところは要綱で門戸を狭めてるわけではないのだということを説明していただければ。では確認だが、市民図書館については公募を行うということ。指定期間は3年間、指定管理料は年間4,800万とすることで異議ないか。

○委員 はい。

○委員長職務代理者 引き続きなかまハーモニーホールについて。前回の選定委員会では劣化の進む施設の急な修繕にも対応できるよう、指定管理料に若干の余裕を持たせておくべきではという意見があった。これを受け生涯学習課から先ほどと同様提案内容を一部修正したいとの申し出があっているので、その説明をお願いしたい。

○生涯学習課長 なかまハーモニーホールの指定期間と指定管理料の再設定について、前は5年の指定管理期間を提案していたが、公共施設等個別施設計画の10年間の事業計画では2027年度、令和9年度にハーモニーホールの大規模改修が計画されているため、大規模改修の予定がない令和8年度までの3年間に指定管理期間を再度設定し、令和9年度以降の指定管理については令和8年度に再検討するというのを提案したい。指定管理料は、委員からの指摘を受け再検討した結果、自主事業の事業収益増収分150万円を指定管理料の算定に反映させていたので、この150万円を前回の指定管理料に足して万円以下を切り上げた額8,600万円を令和6年度の指定管理料上限額とすることを提案したい。

○委員長職務代理者 前回の提案からの変更点としては、指定期間は前回5年だったのを3年に短縮し、指定管理料は上限額を年8,600万に増額するという。つまり企業努力による増収分まで指定管理料を減額せず、当然、指定管理者側の収入にするという。ただいまの担当課からの説明に対しご意見ご質問等は。

○委員 これは前回の金額とどれぐらい差があるのか。昨年はいくらだったか。

○委員 9,350万。

○委員 わかりました。全然問題ない。

○委員長職務代理者 指定管理料は前回の提案よりはかなり上がっているが、昨年よりは大きく減額はしていただけるということ。他に何か。

○委員 下がった分は人件費ということか、ひとり分の。

○生涯学習課長 人件費の分と、施設の開館時間を予約の入ってない日は5時までとしたので、時間外もかなり減額されるような形になっている。財団は人件費をかなり削減して、いま係

長も1人減っているなので、そういう部分でかなり減額が見込まれている状況。

○委員 それ以外にも業務委託の見直しや利用者の負担の見直しなど総合的にやった結果。

○委員長職務代理者 市長も直接館長の方にしっかり経営努力をするようにという指示をしているみたいなので、数字としても結果を出してくれている感じはする。

この提案どおりでよろしいか。改めて確認だが、ハーモニーホールは公募は行わず、引き続き公益財団法人中間市文化振興財団に再指定することとし、指定期間は3年間、指定管理料は年間8,600万円とすることに異議ないか。

○委員 はい。

○委員長職務代理者 続いて体育施設について、前回の選定委員会では急な修繕にも対応できるように指定管理料に若干の余裕を持たせておくべきとの意見や、指定期間によっては公募しなくてもよいのではという意見、逆に公募をすることで事業者が緊張感を持ってよりよい運営を行うようになるのではないかという意見もあった。これを受け生涯学習課の方からこちらと同じく提案内容を一部修正したいとの申し出があっているなので、その説明をお願いしたい。

○生涯学習課長 体育施設も図書館同様、指定管理期間を5年間としていたが、第1回選定委員会でコミュニティ広場の一体的活用の可能性が指摘されており、指定管理期間5年は長いという意見があった。加えて体育文化センターは目標耐用年数が65年であり、昭和53年に建築されて45年が経過しあと20年で耐用年数を迎えることとなる。施設の状況も屋根、外壁、電気設備、空調設備の更新に加え、旧耐震基準で建てられていることから耐震補強工事が必要な状況となっている。公共施設個別計画によるとこの改修工事については2023年度に約5億円の費用をかけ改修の計画であったが、学校再編の候補地となっていたことから見送っている状況。老朽化の状況を踏まえながら施設自体のあり方も検討していくべきである。従って指定管理期間を令和8年度までの3年間とし、9年度以降については市の動向、施設の状況を踏まえ、方針を検討していきたい。指定管理料についても選定委員会の意見をもとに再度提案をさせていただく。まず人件費について、いまミズノ・中間市体育協会のグループが運営しているが、ミズノが撤退することから、本社への管理費273万円が必要なくなるので0円とし、燃料費はエネルギー価格の高騰の煽りから40万円に引き上げ、修繕料も各施設の老朽化、修繕箇所が年々増えている状況であることから200万円に増額し、基本協定に基づき現在10万円以下の修繕については指定管理負担としているが、20万円以下へと拡大していく。最後に消耗品だが各種スポーツ大会や施設の維持管理に必要な消耗品等の支出増が見込まれることから100万円に増額し、指定管理料の設定を4,790万円から4,800万円が適正值とし、再提案をさせていただく。次に公募に係る募集要項については、先ほどの図書館と同様、社会体育施設の管理運営に必要な内容を記載している。要項の1ページから4ページまでは施設の概要、指定管理者が行う業務、応募資格等を記載している。申請のスケジュールも5ページに記載しているが、図書館と並行して進めていきたい。

○委員長職務代理者 前回の提案からの変更点としては、指定期間を5年から3年に短縮し、指定管理料の上限額は年4,800万円に増額して公募にかけたいということ。ただいまの担当課からの説明に対してご意見ご質問等は。

○委員 体育館、スポーツ施設の中で、体育協会は地域に密着した活動ができるということと、

あとは公募するにあたって体協の職員が資料というのは作れそうなのか。体協は出ないということなのか。

○生涯学習課長 体協が出ないと今まで5年間で築き上げてきた実績というのが何だったのかという意見になるかもしれないので、ぜひ手を上げていただきたい。

○委員 これについては公益財団法人中間市文化振興財団も一応候補として手を上げる準備がある。わかりやすく言えば、昔のように文化振興財団が体育施設まで管理する可能性もあるということ。

○委員長職務代理者 体協、体協といっても今は一般社団法人中間市スポーツ協会、法人格まで作って組織化は進んでいるのだろうが、実態はそこまでなっていないのか。

○委員 図書館もそうだが、前回5年前に選定したときに1次審査しかしてない。けれども本来、企業にいろんなことを考えさせるためには、やはり2次審査までやって5年間こういうことをやりますよということを出させないと。企業もそうだが金もうけでやっているのだから、当然いまやっている事業しかやらない可能性も出てくる。そういうことを見ると1次審査、2次審査もやっていくというのが本来はいいんじゃないかと。あくまで1次審査で見て2次審査は考えればよいのだろうが、そこら辺も含めて委員は考えていただきたい。

○委員長職務代理者 そもそもミズノをつけたのは、体協にミズノのノウハウをしっかりと吸収していただき一本立ちできるようにという意図があったかと思うのだが、そういった意見が出るということはそこまでの…。

○委員 作業とか事務をする中での能力はたぶん引き継がれていると思うが、文書の作成とか、どういうふうに進めていっていいのかというのは分かってないのだと思う。

○委員 そのために法人作ったのだろう。そこが取らないといけないと思うんよね。それは審査をそっちに高くするとかではなくて、当然しっかりした評価をしたうえでまた頑張ってもらおうということ。でも他のところが来る可能性もあるんよね。

○委員長職務代理者 まあミズノは撤退するだろうが、他に民間さんからの問い合わせとかいうのは特段ないのか。やってみたいというような。

○委員 いま飯塚市のテニス場を指定管理で請け負ってるところだったり、それ以外に北九州にも施設協会があるし、そこら辺も募集かけてみないと分からない。

○委員 戸畑にある日本施設協会は図書館もするのだが、10年前そこと2社でやった。だから行って声かければ参加すると思う。ただ、あまり多くなったら今度は困るんよね。

○委員 いま体協何人いるのか。

○生涯学習課長 体協は2人。

○委員 事務局長と事務員しかいない。それ以外はミズノが雇ったパートさん、臨時職員ばかりで、経理に特化した職員がいないというのが痛いところ。ということであるならということで、文化振興財団が今のところ手を上げるような案がある。

○委員長職務代理者 文化振興財団は経理のノウハウはあっても、体育施設を持っていたのは相当前だから。体育館の管理をやっていた当時の職員とかはもう皆いないだろうから。

○委員 新しい企業が入ったら絶対プレゼンは負ける。チャレンジショップはそうだろう。NPOと中間ゼネラル、プレゼン見たけど企業はやっぱり違うんよ。そうなると点数はどうしてもこっちになってしまう。

○委員長職務代理者 基本は公募は行うということによろしいか。

- 委員 既存のいまやっつてところが撤退する以上、公募はかけておかないといけない。
- 委員長職務代理者 他に何かご意見ご質問は。それでは確認だが、体育施設については公募を行い、指定期間は3年間、指定管理料は年間4,800万円とすることに異議ないか。
- 委員 はい。
- 委員長職務代理者 続いて議題の2「募集要項及び選定方法」だが、先ほど市民図書館と体育施設については公募により指定管理者を選定することに決したので、その公募の方法の詳細について改めて生涯学習課の方から説明をお願いしたい。
- 生涯学習課長 まず図書館の募集要項については、前回公募を提案していたので特に2ページの下段から3ページに記載している4の「指定管理者が行う業務の範囲」については、より具体的な業務内容を記載し申請者にわかりやすいようにしている。また5ページに記載している6の「申請に関する事項」では、申請者の応募要件を追加し申請の可否について事業者が判断しやすいようにしている。また7ページ8「申請等のスケジュール」については、選定委員会の進捗状況で変更するので仮の日程を設定している。
選定方法について、まず資料の1「審査の流れ」は、今後の選定委員会での協議の進捗状況次第だが、公募の締め切りを9月15日に設定している。その後各委員に事業者から提出された申請書と審査評定表等をお配りし、採点をしていただく。これが第1次審査の書類選考となる。次に、選定委員会において1次審査の結果を報告し、その際複数の申請がある場合は5団体以内を第2次審査で、現指定管理者であるTRCのみの申請の場合は随意契約等の可否について協議をしていただきたいと考えている。複数の申請者があった場合は、第2次審査、プレゼンを行う。そして、1次と2次の審査、合計点の最も高い事業者を指定管理者候補者として決定をする。その後、この候補者を12月議会に上程する流れとなっている。審査方法、選定基準の項目、評価基準例について、評価として資料2の選定基準の項目、配点比率、得点の配点、審査方法の内容で申請者を選定したいと考えているが、ご意見ご提案等あったらお願いしたい。
体育施設についても、市民図書館同様の業務内容を詳しく記載し、選定方法等についても図書館と同様に行う予定としている。
- 委員長職務代理者 ただいまの所管課の説明に対し、ご意見ご質問等は。
- 委員 公募の広報は何月号か。また締切はいつまでか。
- 生涯学習課長 締切は9月15日にしている。
- 委員 だいたい1か月ぐらいしか公募の期間をとってない。
- 生涯学習課社会教育係長 広報は8月10日号。
- 委員長職務代理者 オープンにするのも8月10日ということか。ホームページも8月10日ということ。その辺はどうなのか。締め切りは9月15日ということだが。
- 生涯学習課長 ホームページは早く載せられるとは思いますが。
- 委員長職務代理者 それも判断だと思う。広報は8月10日だが、ホームページは早い段階で載せるという方向であれば。
- 委員 以前は参加の意思がある事業者がその現場に行って確認したりしたが、そういった日程等が出るのか。
- 生涯学習課長 施設視察現場説明会を8月末ぐらいに。
- 委員 ホームページは早めに、7月に入ったらすぐぐらいに公募をしておかないと。広報は

中間だけだからよいが、ホームページは7月のはじめぐらいに。5年前はどうだったか。

○事務局 大体毎回、8月10日に載せることが多かった。

○委員 広報はそう。ホームページだけはちょっと早めに。

○委員長職務代理者 これが終わって市長に説明したうえで市長決裁をして、あとは議会説明が事前に必要で、7月上旬までにすべて終わればホームページに。広報の7月10日には間に合わないにしても、ホームページではオープンにして募集を開始するという事は可能は可能。現場説明は8月末ということか。

○生涯学習課長 体育施設については8月17日を予定している。あと図書館は8月末。

○委員長職務代理者 現場説明から9月15日までの期間が十分かどうかということなのだが、それはこれくらいあれば良いか。

あと何かご意見があれば。審査方法、それから基準点、最低ラインの設定等々は。何点以上は上回っていかないと絶対ダメだという。

○事務局 特に明記はされていないが、今まで1次審査で5点ずつつけているうちの平均3点、1次審査50点のうち30点に満たない場合はもう資格なしということで足切りにされるというのはあった。ただし、それに満たなかったところはいままでなかったと思うが。1次審査の時点で、50点中30点を取れなかったようなところは2次にも進めないということ。

○委員長職務代理者 それを設けるかどうかということだが、設けると可能性として1次で全部落ちるという可能性が出てくるということか。

○委員 審査やり直し…ないと思う。ある程度やっぱり資料はそろえてくれば、それ相応の点数はあるだろうから。

○事務局 要はどうして1次審査でそういう最低ラインを作るかというのは、1社しか応募がなかった場合、そこがあまりにも程度の低いところだったときに、それでもそこに任せるのかということころを…。

○委員 また協議すると。

○委員長職務代理者 その点数、基準点というのは設けた方がいいということか。設けるのであれば、では何点にするのかということなのだが、1次は30点…。

○委員 でいいのではないか。

○委員長職務代理者 30点なら60パーセントということなのだが、2次は。

○委員 2次はまた1次の結果を見て。継続となったらもう2次はしないだろうから。するという方向になったらまたそこで決めたらどうか。

○委員長職務代理者 ここではもう差し当たり1次の30点だけを決めておき、2次についてはまたその段階で判断するという感じでよろしいか。あとは、仮に応募者が1社の場合の対応なのだが、最終的に2次でその基準点にどこも満たなかった場合は改めて再公募するのか。

○委員 再公募。

○委員長職務代理者 そのときは再公募しかない。

あとはここまで踏まえていた方がよいのかどうかかわからないが、議案が否決されたときに、12月から再公募することが可能なのか。それとも夢まるしえチャレンジショップみたいに直営にするのか、またはそんなことはできないから休館にせざるを得ないのか。再公募をしてどれぐらいの期間必要かということころはあるが。

○委員 難しい。

- 委員長職務代理者 4月に間に合わせるの難しいと思うが。
- 委員 図書館については、これにも書いておるとおり2人と窓口職員7人以上、9人の職員は直営ですぐには用意できないので、はっきり言って私としてはもう休館するしかないと思っている。基本的には再公募だが、再公募もすぐにはできない。条件等々もまた、委託料含めたところですべて見直すので。
- 委員長職務代理者 普通に考えたら当然再公募はするのだが、4月は当然間に合わないの、最終的に選定をしてまた改めて議会の議決をもらってそれから。そこまでは休館しておくしかない。夢まるしえチャレンジショップという前例があるから。直営にせざるを得なかった。
- 委員 民間でできることは民間でと書いてある。
- 委員長職務代理者 財政運営基本条例に明確に書いているのだが。
- 委員 確かに12月議会で否決されたら、人数確保などもあるのでなかなか難しいと思うのだけれど、ただ市民に向けて私たちは行政運営をしていかなければいけない。それだと絶対に休館などをしてはいけない。市民がそれだけ施設を使えないようになる。だから行政的にはこの場ではそれしかないというのではなく、やはり市民サービスを低下させないために今回指定管理をやっていく、その中でそうなったとしても休館せずに、やはり市民に利用してもらえるように私たちは努力しないとイケないのではないかと思う。休館にならないように、議案については絶対に可決するように、みんなで頑張っていくということ。
- 委員 そうとはいえ、先ほど言ったとおり、図書館については9人、体育施設については13人、それを一般職員での調整が総務部でできるのか。土曜、日曜関係なく、夜の9時、10時まで。それができるのかといたら現実的にはかなり難しいので、当分の間というか、その体制が整うまでには一定の時間がかかると思う。12月議会で否決されても、私は体制を整えば臨時会でもするし、遅くとも3月議会で再提案すべきだとは思いますが、それでも否決される可能性もあるわけだから。
- 委員長職務代理者 実際、議会の結果がどうなるか分からないから。どうしても時間的な部分、仮に最終的に3月議会で可決されたとしても、3月の下旬に可決して、4月1日に間に合うのかどうかという物理的な問題も出てくるだろうし、当然、市民サービスは低下させるべきではないというところがあるので、その辺も踏まえてなのだが。
- 他に何か意見は。ないのであれば所管課の提案どおりの公募の形で異議ないか。
- 委員 はい。
- 委員長職務代理者 それでは公募を行う施設についてはさっそく公募に向けた準備を、公募を行わない施設については12月議会の上程に向けた調整を進めていただきたい。